

工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の
公表等に関する取扱要領

1 目的

この要領は、工事等（工事、測量、工事の設計及び工事に関する調査をいう。以下同じ。）に係る入札及び契約に関する透明性を確保するため、工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表に関して、別に定めるものを除くほか必要な事項を定めることを目的とする。

2 工事等に係る発注見通しに関する事項の公表

(1) 公表対象工事等

公表の対象となる工事等は、当該年度に発注することが見込まれる工事等（工事にあつては予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの、測量、工事の設計及び工事に関する調査（以下「測量等」という。）にあつては予定価格が200万円以上にならないと見込まれるものを除く。）とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であつて県の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(2) 公表の内容

- ア 工事又は業務の名称、路線・河川名、場所、期間、種別及び概要
- イ 入札及び契約の方法
- ウ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）
- エ 概算金額

(3) 公表の方法

ア 担当課又は公所における公表

公表対象工事等を所掌する本庁の課長又は公所長（以下「担当課長等」という。）にあつては、工事等発注見通し（様式1）を当該課又は公所（以下「担当課等」という。）に設置する閲覧所において閲覧に供するものとする。

イ ホームページにおける公表の方法

- (ア) 担当課長等は、閲覧に供した書類の電子データを速やかに予算主管課長に送付するものとする。
- (イ) 予算主管課長は、送付のあった電子データを基に、各部局等ごとに取りまとめてその所管するホームページに掲載するものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、発注件数の多い部局等においては、担当課等において公表することができるものとする。ただし、予算主管課長は、当該部局等の発注見通しに関するホームページを作成し、当該ページと担当課等の発注見通しに関するホームページとをリンクさせなければならない。
- (エ) ホームページにおける公表は、工事等発注見通し（様式1）に準じた様式により行うものとする。

(4) 公表の時期

- ア 毎年度、年間の発注見通しについて、4月までに公表するものとする。

イ 7月、10月及び1月に発注見直しを見直し、公表するものとする。この場合の公表の時期は、公表する月の15日（休日の場合はその前日）とする。

ウ 補正予算により発注見直しに変更が生じた場合は、補正予算成立後速やかに公表するものとする。

エ 公表対象工事等を所掌する担当課長等が必要があると認めるときは、発注見直しを随時見直し、公表することができる。

(5) 公表の期間

当該年度の3月31日までとする。

(6) その他の留意事項

ア 公表する内容は公表する時点の予定であり、公表した後変更又は追加があり得る旨を明示すること。

イ 公表する工事等は、各発注者が入札執行又は契約できると判断するものに限ること。

ウ 工事等発注見直し（様式1）は、記入上の注意を参考に作成すること。

エ 公表した個別工事等の内容に関する問い合わせについては、一切回答しないこと

3 工事等に係る入札及び契約の過程（発注見直しを除く。）並びに契約の内容に関する事項の公表

(1) 公表対象工事等

公表の対象となる工事等は、予定価格が400万円を超える工事及び予定価格が200万円を超える測量等とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(2) 公表の内容

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定による入札参加資格

イ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称（測量等に係るものを除く。ウ、オ、ク及びタにおいて同じ。）

ウ 入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由

エ 指名した者の商号又は名称

オ 指名理由

カ 入札者の商号又は名称及び各入札者の入札金額並びに落札者の商号又は名称及び落札金額

キ 見積者の商号又は名称及び各見積者の各回の見積金額

ク 随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

ケ 予定価格

コ 最低制限価格（令和3年4月1日以降の起工分から公表）

サ 低入札価格調査事務処理要領第3条第1項及び測量等委託業務低入札価格調査事務処理要領第3条第1項に定める調査基準価格（令和3年4月1日以降の起工分から公表）

シ 公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「適正化令」という。）第7条第2項第6号に掲げる事項

ス 適正化令第7条第2項第7号に掲げる事項

セ 適正化令第7条第2項第8号に掲げる事項

ソ 次に掲げる契約の内容

(ア) 契約の相手方の商号又は名称及び住所（測量等に係るものにあつては契約の相手方の住所を除く。）

(イ) 工事又は業務の名称、場所、種別及び概要（測量等に係るものにあつては業務の概要を除く。）

(ロ) 工事着手の時期及び工事完成の時期

(ハ) 契約金額

タ 次に掲げる変更契約の内容

(ア) 変更契約年月日

(イ) 変更後の工事完成年月日

(ロ) 変更後の契約金額

(ハ) 変更契約をする理由

(3) 公表の方法

ア 担当課等における公表

担当課長等にあつては、次の書類を担当課等に設置する閲覧所において閲覧に供するものとする。

(ア) 一般競争入札参加資格確認結果書（様式2）（測量等に係るものを除く。）

(イ) 条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（福島県条件付一般競争入札実施要領（平成19年3月30日付け18財第6401号総務部長依命通達）様式第4号又は福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領（平成21年3月30日付け20財第3682号総務部長依命通達）様式第4号）

(ロ) 入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書（様式3）

(ハ) 入札公告の写し

(ニ) 総合評価方式入札結果（福島県総合評価方式実施要領（平成21年3月30日付け20財第3701号総務部長依命通達）様式第2号、第2号附表及び第4号又は福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領（平成21年3月30日付け20財第3722号総務部長依命通達）様式第2号及び第4号）

(ホ) 公募型プロポーザル方式審査結果（福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領（令和4年3月25日付け3財第2750号 総務部長依命通達）様式10）

イ ホームページにおける公表の方法

(ア) 第2条第3号イの規定は、工事等に係る入札及び契約の過程（発注見通しを除く。）並びに契約の内容に関する事項をホームページにおいて公表する場合に準用する。

(イ) (ア)に規定するもののほか、公共工事等契約結果情報（様式4）を併せて公表するものとする。

(4) 公表の時期

ア 議会の議決を要する契約以外の契約にあつては、契約締結後 1 週間以内に公表するものとする。

イ 議会の議決を要する契約にあつては、入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書中「契約」欄は仮契約日と、「落札額（契約額）」欄は仮契約金額と読み替えて記載し、余白に「仮契約」と記載し仮契約締結後 1 週間以内に公表し、本契約締結後 1 週間以内に「契約」欄に本契約日を記載し、余白に記載の「仮契約」を削除して公表するものとする。また、併せて総合評価方式による場合は、仮契約締結後に(3)ア(ウ)に規定する総合評価方式入札結果様式第 2 号、様式第 2 号附表及び様式第 4 号を公表するものとする。

(5) 公表の期間

契約を締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

(6) 入札監理課長に対する報告

ア 報告対象工事等（競争入札又は随意契約により発注するすべての工事等（競争入札に付し入札者及び落札者がなかった工事等を含む。）をいう。以下同じ。）を所掌する本庁の課長及び公所長は、毎月の報告対象工事等の契約結果等を公共工事契約結果一覧（様式 5）、測量等契約結果一覧（様式 6）、入札者又は落札者がなかった工事一覧（様式 7－1）、入札者又は落札者がなかった測量等一覧（様式 7－2）及び入札不調対応調書（様式 8）により取りまとめ、翌月の 15 日までに予算主管課長に送付するものとする。

イ 予算主管課長は、アで送付のあった公共工事契約結果一覧等を各部局等ごとに取りまとめ、その月の 20 日までに入札監理課長に報告するものとする。

ウ 入札監理課長は、契約結果を次に掲げる事項（測量等に係るものにあつては(カ)から(ク)までを除く。エにおいて同じ。）ごとに取りまとめ、その月の末日までに県のホームページにおいて公表するものとする。

(ア) 部局等別

(イ) 方部別

(ウ) 契約方法別

(エ) 工種又は業務の種類別

(オ) 金額別

(カ) ランク別

(キ) 地域域要件別（条件付一般競争入札（総合評価方式により行うものを含む。）の場合）

(ク) 格付要件別（条件付一般競争入札（総合評価方式により行うものを含む。）の場合）

エ 入札監理課長は、毎年度 1 年間の契約結果をウに掲げる事項ごとに取りまとめ、翌年度の 5 月 15 日までに県のホームページにおいて公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 6 号については、平成 20 年 4 月 1 日以降契約したものから適用する。

2 発注予定工事情報の公表について（平成13年4月20日付け13財第42号総務部長通知）は廃止する。

3 入札及び契約の過程に関する事項の公表について（平成13年5月8日付け13財第96号総務部長通知。）は廃止する。ただし、平成20年3月中に行った工事の契約については、なお、従前の例により入札監理課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。

2 第2条第4号イについては、工事等が集中する時期などにおいては、おおむね1ヶ月に1度見直すものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月18日から施行する。ただし、工事等に係る発注見通しとして、11月17日以前に公表されたものについては、改正前の様式1によることができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

記入上の注意

「工事等発注見通し」の作成に当たっては、下記の注意事項を参考に作成すること。

1 対象工事等

原則として、補助・単独事業の別にかかわらず、工事にあつては予定価格が 400 万円を超えると見込まれるもの、測量等にあつては予定価格が 200 万円以上となると見込まれるもので、発注の見通しのたったものを記載することとなるが、下記に示す理由によりやむを得ない場合に限り対象工事等から除外できるものとする。なお、除外した工事等で後日発注の見通しがたったものについては、発注見通しの見直しの際に併せて公表するものとする。

- (1) 用地取得の関係で発注の見通しのたたないもの
- (2) 他の行政庁等との協議が残っており発注の見通しのたたないもの
- (3) 地元調整が残っており発注の見通しのたたないもの
- (4) 埋蔵文化財の発掘等により発注の見通しのたたないもの
- (5) 緊急の災害復旧工事（本格復旧工事は除く）
- (6) 警察関係（取締施設等）など秘密を要するもの
- (7) 分割発注するもので、その分割内容が定まっていないもの
- (8) 予算措置の確定していないもの
- (9) その他の理由で発注の見通しがたたないもの

2 担当事務所（課）名

「担当事務所（課）名欄」については、発注者名を記載すること。

3 工事又は業務の名称

「工事名称」又は「業務名称」欄については、発注する工事又は業務の名称を記載すること。

4 路線・河川名

「路線・河川名」欄については、発注する工事又は業務の路線・河川名を記載すること。

5 工事又は業務の場所

「工事又は業務の場所（自）」欄については、大字又は字まで記載することとし、「工事又は業務の場所（至）」欄については、工事又は業務の場所が複数市町村にまたがる場合に記載すること。

6 入札契約方式

「入札契約方式」欄については、一般競争入札、条件付一般競争入札、地域の守り手育成方式による指名競争入札、地域の守り手育成方式以外の指名競争入札、プロポ

ーザル方式による随意契約、公募型随意契約又はプロポーザル方式若しくは公募型以外の随意契約の別を記載すること。なお、記載に当たっては下記に示す略称を用いること。

入札等の方法	略称
一般競争入札	一 般
条件付一般競争入札	条 件 付 一 般
地域の守り手育成型方式による指名競争入札	指名（守り手）
地域の守り手育成型方式以外の指名競争入札	指 名
プロポーザル方式による随意契約	プ ロ ポ ー ザ ル
公募型随意契約	公 募 型 随 契
プロポーザル方式又は公募型以外の随意契約	随 意 契 約

また、混合入札に該当する場合は、JV、復興JVの別を（ ）書きで併せて記載すること。

7 種別

「工事種別・業務種別」欄については、工事にあつては18に区分される県の発注種別、測量等にあつては地上測量、航空測量、土木設計、建築設計又は調査の別を記載すること。

8 入札予定時期

入札予定時期については、月単位で記載すること。

9 工期

「工期・履行期間」欄については、概ねの月数を記載すること。

また、準備期間確保工事又はフレックス工事に該当する場合は、（ ）書きで併せて記載すること。

10 概要

「概要」欄については、発注する工事の内容を主要工種の数量等も含め、簡潔に記載すること。（例）道路改良 L=400m、W=5.5(7.0)m 等

11 概算金額

「概算金額」の欄については、おおよその価格帯について記載すること。

なお、設計概算額の上2桁の数値を百万円単位で記載する。

（例）設計概算額 3, 000万円→20百万～50百万

12 総合評価

「総合評価」欄については、総合評価方式の採用を予定している場合に、標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型、復旧型又は復興型の別を記載すること。

13 電子入札

「電子入札」欄については、電子入札を予定している場合に「○」を記載すること。

14 備考

この様式は、会計年度ごとに作成することとし、同一ページ内において工事・測量等、工事執行権者ごとに別葉とするが、発注が少ない場合においては、この限りではない。

上記以外で入札参加者へ周知すべき事項について記載すること。

取扱要領第2条第4号イに基づいて必要な見直しを行う場合は、契約締結に至った案件については削除すること。

一般競争入札参加資格確認結果書

- 1 工事名又は業務名
- 2 入札執行権者
- 3 公告日
- 4 競争参加資格確認結果通知期限日

資格確認申請者		資格の有無	資格がないと認めた理由
商号又は名称	所在地		

- 備考 1 この様式は、一般競争入札において取扱要領第3条第2号イ及びウの事項を公表する場合に使用すること。
- 2 資格の有無の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 3 資格がないと認めた理由の欄には、公告において示した入札参加資格のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。
- 4 記入欄が不足する場合は、適宜追加して使用すること。

入 札 （ 見 積 ） 執 行 調 書

入 札 （ 契 約 ） 結 果 書

年災		事項		契約	年 月 日
工事番号		工事名		着工	年 月 日
入札執行年月日		発注種別		完成	年 月 日
審議番号	公所	本庁			
路線・河川名		予定価格			
工事箇所 自		最低制限価格			
至		調査基準価格			
工事概要		(予定価格に占める 法定福利費概算額)			

業者コード	落札者の住所				
業 者 名	入札額及び再入札額				落札額（契約額）
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「用務箇所」と読み替えるものとする。

様式 3 (裏面)

随意契約とする理由及び見積の相手方を選定した理由

This image shows a completely blank white rectangular area enclosed within a thin black border. There are no markings, text, or illustrations present on the page.

変更契約の内容

変更契約年月日	年	月	日
変更後の完成年月日	年	月	日
変更後の契約金額	年	月	日
変更契約をする理由 ☐ 1 現場精査による数量増（減） ☐ 2 （ ）工事追加による増額 ☐ 3 その他（ ）			

記入上の注意

様式3については、表面を入札（見積）執行調書、裏面を随意契約とする理由等とし、両面刷りで使用することとする（ホームページに掲載する場合を除く。）。

事業執行管理システム等のシステムにより電算処理されたものは、その帳票を使用し、裏面に随意契約とする理由等を複写して使用してもかまわないこととする。また、公表する事項が満たされていれば、この様式にこだわらなくてもよいものとする。

測量等については、「着工」、「完成」、「工事概要」及び「落札者の住所」の欄並びに裏面の全部は、記載する必要はない。

1 「当初・変更」

当初の場合、「当初」に○を付ける。

変更がある場合は、当初のものを複写し、「当初」を二重線で消去するものとする。

なお、変更については最終の変更契約のものを記載すること。

2 「随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由」

(1) 随意契約とする理由については、工事の概要、地方自治法施行令の該当条項及び具体的な理由を記載するものとする。

(2) 見積りの相手方を選定した理由については、その理由を具体的に記載するものとする。

(3) (1)及び(2)とも、見積徴取の発議書に記載した理由、入札参加条件等審査委員会における審議結果等の内容を簡潔に記載するものとする。

【工事の場合】

（記入例）

本工事は、〇〇〇年〇月〇日に、一般県道〇〇線、〇〇市〇〇地内において、〇〇県沖地震により法面が崩落し、通行不能となったものであるが、当該県道は〇〇市と〇〇町を結ぶ幹線道路で迂回路もないため、住民の交通手段の確保のためには早急に通行を可能とする必要があり、また、余震等による二次災害防止の観点から、緊急に応急工事を施工する必要があった。したがって、競争入札による契約手続を執ることでは県民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）の規定に基づき随意契約とするものである。

見積りの相手方を選定した理由は、施工場所である〇〇市に所在するAランク及びBランクの者のうち当該工事に緊急に対応が可能である者の中で施工場所に近い者から〇人を選定したものである。

【測量等委託業務の場合】

（記入例）

本業務は、〇〇線〇〇工区において、〇〇橋の橋梁予備設計を行うものであるが、本橋梁は、山間部における長大橋であり、予備設計にあたっては、風光明媚な周辺景

観や環境に配慮した施設整備が求められるほか、冬期間の施工が困難であるなど厳しい現場条件にあることから、詳細な施工計画を立案した上での施工性にも考慮した設計とする必要がある。また、橋梁の長寿命化とコスト縮減といった課題への対応も必要であるなど、高度な知識と豊富な経験を必要とする業務である。

したがって、設計者の選定にあたっては、高度な発想力、設計能力、豊富な経験が必要とされるため、競争入札にはなじまないものと判断され、計画施設に対する高度な発想・解決方法等の提案を審査して設計者を選定する公募型プロポーザル方式により設計者を選定する必要がある。

よって、「福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領」により実施した公募型プロポーザル方式において、応募のあった〇〇者の中から下記理由により最も評価が高かった、△△設計㈱を選定した。

1. 提案された橋梁は、現場条件を生かしたなだらかな曲線を描いて周辺景観に配慮しているとともに、周辺の動植物へも配慮した設計となっている。
2. 施工計画においては、限られた工期を有効に利用した計画となっているほか、冬期間の閉鎖期間を最小限にする工夫が見られるなど、現場条件を熟慮した優れた施工計画となっている。
3. 将来の維持管理も踏まえたコスト縮減の考え方や新工法を用いた長寿命化の提案は高く評価された。

このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないとき）の規定に基づき随意契約とするものである。

様式 4

〇〇部（局・委員会）公共工事等契約結果情報

担当事務所(課)名	工事等番号	工事等の名称	種 別	入札契約方式	契約日	予 定 価 格	最低制限価格 又は 調査基準価格	契 約 金 額	落 札 率	契 約 相 手 方	左の地域	入札参加者数	備 考
													詳細情報
													詳細情報
													詳細情報
													詳細情報
													詳細情報

(注)

- この様式は、HTML形式又はPDFのファイルにより会計年度毎に作成することとし、同一ページ内において工事・測量等、工事執行権者ごとに別葉とするが、発注が少ない場合においては、この限りではない。
- ホームページにおいて公表する際は、「様式4」の文字は表示しないこと。
- 契約件数の多い部局等において、担当事務所（課）名ごとに別ページとした場合にあっては、担当事務所（課）名欄を削除することができる。この場合には、ページの見やすい位置に担当事務所（課）名を表示すること。
- 「入札契約方式」欄は、一般競争入札の場合は「一般」、条件付一般競争入札の場合は「条件付一般」、地域の守り手育成方式による指名競争入札の場合は「指名（守り手）」、地域の守り手育成方式以外の指名競争入札の場合は「指名」、随意契約においてプロポーザル方式の場合は「プロポーザル」、公募型随意契約の場合は「公募型随契」、プロポーザル方式または公募型以外の随意契約の場合は「随意契約」と区分して記載すること。
- 落札率は、小数点以下2位未満の数値を切り捨てて記載すること。
- 「左の地域」欄には、当該契約における契約相手方の属する地域を「管内」、「隣接3管内」、「県内」又は「県外」の区分により記載すること。なお、受注者が県内業者（本店が県内にある業者）の場合は、実際に契約する本店又は支店・営業所の所在地により区分して入力するが、県外業者（本店が県外にある業者）の場合は、実際に契約する支店・営業所が県内にある場合であっても「県外」と入力すること。（建設業管理システムで受注者の情報を確認すること。地域要件が「全国」の案件は特に注意してください。）
- 「入札参加者数」欄には、失格又は無効な入札を行った者を含め、全ての入札参加者の数を記載すること。
- 「備考」欄の「詳細情報」の文字には、一般競争入札参加資格確認結果書（様式2）、入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書（様式3）、条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（福島県条件付一般競争入札実施要領様式第4号又は測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領様式第4号）、総合評価方式入札結果（福島県総合評価方式実施要領様式第2号、第2号附表及び第4号又は福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領様式第2号及び第4号）及び公告の写しへのリンクを設定すること。
- 議会の議決を要する契約にあって仮契約締結後に公表する場合には、「契約日」欄は仮契約日と「契約の相手方」欄は仮契約の相手方と読み替えて記載し、「備考」欄に「仮契約」と記載すること。